

日本からシンガポールに輸出される食用卵に関する家畜衛生条件（仮訳）
（新旧対照）

2020年4月9日	2021年12月20日
食用卵の輸入のための獣医衛生条件	食用卵の輸入のための獣医衛生条件
<p>(a) 輸出国では高病原性鳥インフルエンザ及び H5 及び H7 型低病原性鳥インフルエンザが届出疾病であること。</p> <p>(b) 輸出国では輸出前 3 ヶ月間、高病原性鳥インフルエンザ及び H5 及び H7 型低病原性鳥インフルエンザが発生していないこと。</p> <p>(c) 卵は無精卵であり、シンガポール SFA により卵の輸入を許可された農場で飼養されている卵用鶏群から得られたこと。</p> <p>(d) 卵が由来する農場はサルモネラ・エンテリテイディスについて検査し、清浄であることが確認されていること、及び、強毒ニューカッスル病が輸出前 3 か月間に発生がないこと。</p> <p>(e) 卵は十分に発達した殻を有し、清潔で新鮮であり、人の食用に適すること。</p> <p>(f) 卵は適切に消毒された包装材により衛生的に包装されていること。</p> <p>(g) 健康を害する添加物及び/又は着色料が添加されていないこと。</p> <p>(h) 輸出する卵は生産農場毎に、輸出前 7 日以内に発行された獣医衛生証明書を添付すること。</p> <p>(i) 卵が冷蔵コンテナで輸送される場合、温度は、卵が到着時に衛生的で新鮮な状態に保たれる温度に、輸送の間、保たれなければならない。</p> <p>(j) 卵は生産農場の特定のため、輸出国当局また</p>	<p>(a) 輸出国では高病原性鳥インフルエンザが届出疾病であること。</p> <p>(b) 輸出国では輸出前 12 ヶ月間、高病原性鳥インフルエンザが発生していないこと¹。</p> <p>¹SFA に認定済の国で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、貿易の再開のために、以下の条件を満たすこと： 当該国は、OIE Terrestrial Animal Health Code の Article 10.4.6 に従い、防疫措置完了後 28 日間、高病原性鳥インフルエンザが発生していないこと。</p> <p>(c) 卵は無精卵であり、シンガポール SFA により卵の輸入を許可された農場で飼養されている卵用鶏群から得られたこと。</p> <p>(d) 卵が由来する農場はサルモネラ・エンテリテイディスについて検査し、清浄であることが確認されていること、及び、強毒ニューカッスル病が輸出前 3 か月間に発生がないこと。</p> <p>(e) 卵は十分に発達した殻を有し、清潔で新鮮であり、人の食用に適すること。</p> <p>(f) 卵は適切に消毒された包装材により衛生的に包装されていること。</p> <p>(g) 健康を害する添加物及び/又は着色料が添加されていないこと。</p> <p>(h) 輸出する卵は生産農場毎に、輸出前 7 日以内に発行された獣医衛生証明書を添付すること。</p> <p>(i) 卵が冷蔵コンテナで輸送される場合、温度は、卵が到着時に衛生的で新鮮な状態に保たれる温度に、輸送の間、保たれなければならない。</p> <p>(j) 卵は生産農場の特定のため、輸出国当局また</p>

<p>は SFA から認可されたコードを個別にラベリングしなければならない。 供給者、輸入者ともに食用卵のコードチェーン管理を行うことを推奨する。(以上)</p>	<p>は SFA から認可されたコードを個別にラベリングしなければならない。 供給者、輸入者ともに食用卵のコードチェーン管理を行うことを推奨する。(以上)</p>
---	---